

## 令和5年度第1回清瀬市災害医療救護協議会 会議録（要旨）

### 1 日時

令和5年5月29日（月）19時15分から20時30分まで

### 2 場所

消費生活センター4階会議室1・2（清瀬市元町一丁目4番7号）

### 3 次第

(1) 開会

(2) 挨拶（会長）

(3) 議事

① 東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部との協定について

② 清瀬市水防訓練（5月13日）の結果について

③ 清瀬市総合防災訓練（10月15日）について

(4) その他

(5) 閉会

### 4 参加委員等

13名

### 5 議事録

**【事務局】** 令和5年度第1回清瀬市災害医療救護協議会を開催します。会長より、ご挨拶をお願い申し上げます。

**【会長】** コロナ感染拡大防止のため、会議等が中止やリモートとなっていたが、やっと対面で会議ができるようになった。

昨年度、首都圏直下型の被害想定が10年ぶりに改訂された。避難所、医療救護所への対策をさらに進めていきたいと思う。協力を請う。

清瀬市の被害想定については、多摩東部直下地震が発生し、最大震度6強という想定で、負傷者が234人、死者10人、家屋倒壊177棟である。さらに、被災後の衛生状況からの二次的な問題として、感染症への対策を立てる必要がある。

皆様と一緒に、災害訓練と対策を進めていきたい。

**【事務局】** 4年ぶりの開催ということで、改めて委員及びアドバイザーの皆様をご紹介します。

**【委員】** （各委員等より挨拶）

- 【会長】 議事に移ります。まず、東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部との協定について、事務局から説明を求める。
- 【事務局】 令和2年3月1日、清瀬市は東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部と「災害時の救護活動についての協定」を締結しました。災害時、清瀬市が清瀬市医師会に対し要請する「医療救護班の編成」への協力の他に、傷病者に対する応急救護や衛生材料などの提供を求める内容となっています。同時期に、本協議会の委員として任命をさせていただきました。
- 協定締結時、新型コロナウイルス感染症が流行し始めたため、本日も報告をいたします。
- 【会長】 訪問看護ステーション協会は医療救護班に編成されると思う。発災時、救護班に参加できる人員は何名位か、把握が必要となるため、情報の取りまとめを請う。
- 【事務局】 後ほど、お伺いし、取りまとめます。
- 【会長】 次に、清瀬市水防訓練（5月13日）の結果について、事務局から説明を求める。
- 【事務局】 資料を用いて、清瀬市水防訓練の結果を説明致します。
- 5月13日、清瀬第六小学校で清瀬市水防訓練を実施しました。当日は、小雨が降る中ではありましたが、清瀬市消防団、清瀬消防署を筆頭に、多くの地域の住民の方やライフライン企業の皆様に御参加を頂きました。屋外のグラウンドでは、土のう工法や連結式水のう工法の訓練や展示を実施し、校舎内では、「東京マイ・タイムラインセミナー」を開催しました。また、体育館では、六小・二中避難所運営協議会のメンバーを中心に、避難所の開設・運営訓練を実施しました。
- 参加人数は、授業で参加した二中学生徒約160名を含めまして、合計410名となり、次の10月の総合防災訓練では、より多くの関係機関や市民の方の参加を見込んでおります。
- 【会長】 避難所開設運営訓練ですが、避難所医療救護所とは別のものであるという認識でよいか。
- 【委員】 避難所医療救護所は以前に話し合いで決められた6箇所のことだと思います。
- 【事務局】 指定避難所は、市内の学校が14校、地域の市民センター等を合わせて計26箇所が指定されています。各学校に近い地域の方々に開設運営を行っています。
- 【会長】 今回の総合防災訓練では、学校避難所の運営訓練を行うが、開催場所は東京病院とどこの学校か。
- 【事務局】 今年10月の総合防災訓練は、清瀬第七小学校で実施し、第七小学校の学校避難所運営協議会のメンバーが参加して、避難所開設運営訓練を行います。
- 【委員】 水防訓練の発災想定はどのような内容か。また、今年は清瀬第六小学校で実施したが、毎年同じ学校で開催するのか。
- 【事務局】 災害の想定としては、大雨により、清瀬市内の柳瀬川及び空堀川において、その水位が危険水位に達し、市役所に災害対策本部が設置されるとともに、災害対策本部長から避難所開設が発令され、さらに、消防団等に対し、出場要請が発令されたという想定です。

清瀬市水防訓練は毎年実施し、水害時に開設される予定の避難所の小中学校を持ち回りで行っています。

【会長】 災害に対する訓練は、全ての中学校生徒が体験できると良い。また、マイ・タイムラインセミナーは良い取り組みだが、我々は初めて聞く内容なので、次回は資料を用いての詳しい説明を求める。

【事務局】 承知しました。

【会長】 次に、清瀬市総合防災訓練（10月15日）について、事務局から説明を求める。

【事務局】 資料を用いて、はじめに総合防災訓練の全体の流れを説明します。

実施日時は、本年10月15日、9時00分から11時30分頃までを予定しております。

訓練場所は、3つに分かれます。主な訓練場所は清瀬第七小学校で、救出救助訓練や防災関係機関による展示訓練などを行います。体育館では、七小避難所運営協議会が主となって、避難所開設・運営訓練を行います。

2つ目は、昨年7月に運用が開始された、「梅園給水所」となります。給水所の一角に設けられている応急給水区画は、大規模災害時に市民の方に給水できる場所となっております。東京都水道局や自衛隊の給水車にも水を供給できる散水栓を有しており、医療機関等に優先的に水を供給できることとなっております。今回の訓練では、この応急給水区画を使用した給水訓練を実施する予定です。

3つ目は、東京病院の敷地となります。4師会、訪問看護ステーション協会、東京病院、清瀬市が連携し、災害医療救護訓練を行います。こちらについては、後ほど、事務局から詳細な説明をさせていただきます。

訓練参加者は、約500人を見込んでおります。訓練時期は台風が到来するシーズンですが、警報級の気象状況か、その予想がされない限り決行致します。

全体のタイムスケジュールを説明します。

当日9時00分に、会場アナウンス及び清瀬市メール一斉配信サービスにより、訓練開始を伝達します。想定は、「多摩東部直下地震が発生し、清瀬市内の最大震度は震度6強。建物倒壊及び負傷者が多数発生しており、一部のライフラインが不通となっている。」という状況です。

また、同時刻に、仮想の災害対策本部を、第七小学校グラウンドに設置します。災害対策本部長は市長であり、所定の部長等を集め、本部席の近くに開設します。

その後、9時05分頃、災害対策本部長の命により、避難所と、清瀬市災害医療救護本部の設置が発令されます。避難所開設の発令を受けて、第七小学校の体育館で、避難所の開設・運営訓練が開始されます。また、災害医療救護本部開設の発令を受けて、仮想の災害医療救護本部を第七小学校グラウンドに設置します。

こちらの仮想災害医療救護本部には、会長を筆頭に、清瀬市災害医療コーディネーター、四師会、訪問看護ステーション協会、市の職員に詰めて頂く予定です。

9時10分頃、災害対策本部から、災害医療救護本部経由で、緊急医療救護所の設置が発令されます。これを受けて、緊急医療救護所の設置訓練が東京病院の

敷地で開始します。こちらの緊急医療救護所の設置訓練案の詳細については、後ほど説明致します。

10時00分頃、緊急医療救護所の設置が完了し、前半の訓練が終了します。そして、休憩、次の訓練準備を行った後、10時10分からトリアージ訓練を行いたいと考えております。こちらのトリアージ訓練案の詳細については、後ほど、説明致します。

10時40分にトリアージ訓練が終了し、資器材を撤収し、災害医療救護訓練は終了となります。

総合防災訓練全体では、11時00分から、第七小学校のグラウンドで消防演習を行う予定です。消防団、消防署、消防少年団、防災女性の会、自主防災組織の連携により、訓練用倒壊家屋に取り残された要救助者の救出救助訓練や、発生した火災に対する消火訓練の後、最後は消防団による一斉放水で締める形となり、11時30分頃、消防演習が終了となります。

その後、市長、署長等の講評、来賓紹介をもって、11時45分頃、総合防災訓練が終了する予定です。

- 【会長】 とても分かりやすく企画されていると思う。委員から質問があれば。
- 【委員】 災害医療救護本部と医療救護活動拠点について、活動の呼称と意味合いが混在し、表記されているのではないか。
- 【事務局】 策定中の清瀬市災害医療救護活動マニュアルⅡ-3頁で、医療活動拠点として「清瀬市災害医療救護本部」と組織の説明を謳っており、東京都福祉保健局発行の災害時医療救護活動ガイドラインの医療救護活動拠点と同意義としています。
- 【会長】 活動とつく名称は、本来の意味では実際に医療行為が行われていると考えやすい。「清瀬市災害医療救護本部」は、市が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して、調整・情報交換するために設置する拠点の意味合いならば、かえって分かりやすいか。
- 【委員】 災害対策本部からの命で、健康センター内に設置されるものが、医療救護活動拠点と認識していた。東京都福祉局のガイドラインで読み込んでいたため、固有名詞と思っていた。災害医療救護本部は、清瀬市独自の組織の名称だと、他市と呼び方が違ってくるので、災害時に混乱が生じるおそれがある。
- 【会長】 事務局には、災害医療救護活動マニュアルの内容について、引き続き確認をお願いします。他には。
- 【委員】 今回の災害医療訓練では、第七小学校のグラウンドで、仮想災害対策本部の横に設置された仮想災害医療救護本部から、東京病院に対し緊急医療救護所の設置を発令してから、訓練が始まると認識で良いか。
- 【事務局】 そのとおりです。
- 【会長】 災害医療救護本部で訓練をするメンバーと、東京病院で緊急医療救護所の立ち上げをするメンバーを明確にしておく必要がある。第七小学校と東京病院の距離を考えると、今回は搬送の訓練はないと考えてよいのか。

**【事務局】** 第七小学校と東京病院間での搬送距離が約700mもあるため、今回の訓練では、搬送訓練は実施しない予定です。第七小学校のグラウンドに設置された仮想災害対策本部からの命令により、災害医療訓練の他に避難所開設運営訓練やグラウンドでの展示訓練も開始されます。

次に総合防災訓練の中の災害医療救護訓練案について説明します。

今回の災害医療救護訓練では、東京病院の御協力の下、実際に緊急医療救護所が設置される場所で、はじめて設置訓練を実施致します。

時系列に沿って説明します。

9時05分に第七小学校グラウンドに仮想医療救護本部が設置されます。

その直後、9時10分に、仮想災害対策本部から、仮想災害医療救護本部を経由して、東京病院緊急医療救護所の開設が発令されます。

緊急医療救護所の設置者は、市の職員、東京病院の職員、医療救護班を想定しております。

9時15分、開設の指令を受けた健康推進課の市職員約3名が車両などで東京病院正面玄関前付近に資器材を搬入します。これらの資器材は、テント、発電機、照明器具、担架、リヤカーなどです。

資器材搬入後まもなく、同じ敷地ということで、東京病院の職員数名が応援に来て頂きます。

医療救護班については、清瀬市災害医療救護マニュアルに記載の東京病院緊急医療救護所に割り当てられている医療救護班を想定しています。

こちらの医療救護班は、最初、第七小学校グラウンドの仮想医療救護本部に集合して頂きます。9時10分の緊急医療救護所の設置発令に伴い、ヘルメットとビブスを着用し、東京病院の敷地へ参集して頂きます。到着した際は、緊急医療救護所の設置に御協力をお願いさせていただきます。

その後、緊急医療救護所の設置が完了し、負傷者の受入れ準備が整いましたら、指揮者の医師から仮想医療対策本部へMCA無線で完了報告を行い、終了となります。

現段階、詳細なトリアージポストの位置、資器材のレイアウト、設置者の人数などは決まっておりません。ただ、アドバイザーの先生から御指摘がありましたとおり、なるべく実災害時に近い想定で、マンパワーの検証も兼ねまして、ある程度限られた人員で実施したいと考えております。

今後、東京病院で詳細な打合せをさせて頂き、緊急医療救護所訓練の詳細を煮詰めていきたいと考えております。

**【会長】** 今後、患者役や一般市民の動きをどうするか、人員を含めて、災害医療コーディネーターの先生方と調整を行ってください。

**【事務局】** 続きまして、トリアージ訓練案の内容を説明致します。

今回のトリアージ訓練は、救出救護訓練や避難所運営訓練などの他の訓練とは独立して、実施する予定です。

10時10分に、前半の訓練で設置した緊急医療救護所において、トリアージ

訓練を開始します。なお、トリアージの人数につきましては、事前に相談させて頂いた結果、15名程度とさせて頂いているところです。

訓練の流れを説明します。

まず、負傷者の待機位置から15名の負傷者が、徒歩や担架で一次トリアージエリアに入ってきます。15名の負傷者については、市民の方、ボランティアの方、市職員などをお願いする予定です。

一次トリアージエリアは、一次統括医師の下、3班編成のトリアージチームがトリアージを行っていきます。

一次トリアージが完了したら、二次トリアージ待機エリア、二次トリアージエリアへと移行していきます。

二次トリアージにおいても、二次統括医師の下、3班編成でのトリアージの実施を考えております。二次トリアージ後、緑色のタグの負傷者は、処置エリアにおいて、複数編成された班により、骨折等への処置が行われます。

15名の負傷者に対し、トリアージに要する時間は30分を見込んでおります。訓練開始の30分後にあたる10時40分頃、最後の負傷者の方へのトリアージが終了し、訓練が終了する予定です。

こちらのトリアージ訓練案につきましても、今後、緊急医療救護所の設置訓練と同様に、東京病院で打合せをし、詳細を煮詰めさせて頂きます。

詳細がまとまりましたら、会長と委員のみなさまにお伝えする形にしたいと考えております。

【会長】 委員から質問があれば。

【委員】 訓練当日、第七小学校の仮想災害医療救護本部にいる委員が、東京病院の緊急医療救護所の訓練状況を知る方法や必要はあるか。

【事務局】 仮想本部ではシナリオに基づき、無線により、緊急医療救護所や仮想医療対策拠点（昭和病院）とのやりとりを考えております。緊急医療救護所の訓練場所への見学については、見学される委員の人選や移動手段を含めて、検討致します。

【委員】 搬送訓練は実施しないが、患者の状況等を伝達する手順の訓練は必要。緊急医療救護所の設置発令とともに、無線を使用した情報の伝達訓練も目的としたらどうか？

【事務局】 今回の訓練では、災害時、緊急医療救護所に実際に配置される「MCA無線」を用いて、開設の発令や状況報告等の通信訓練も予定しております。

【委員】 トリアージで緑タグとなった方の傷病内容を、予め決めた方が良い。

数チームに患者が振り分けられるが、包帯や三角巾などの医療材の調達については、参加する医療関係者が準備するのか。

【事務局】 骨折等の傷病内容を事前に検討し、決めたいと思います。

トリアージカードや救護所で使用する医療材料については、市が準備します。在庫を確認し、調達が必要なものを洗い出します。

【会長】 以前の訓練では、医療救護所の医師が「災害処方箋」を記入して、薬剤師に対応をしてもらう訓練を行った。その場にいる医療職種がどのような動き、伝達を行

うか、状況に合わせて動く訓練になると思う。

コーディネーターの先生には訓練全体の概略を、事務局には、本日の意見が出た枠組み、その内容を詳細にすること。訓練全体の説明を伺う現在としては、とても良く練られていると思う。

**【会長】** 次に災害医療救護活動マニュアルの今後の改定について、健康推進課に説明を求める。

**【事務局】** 議事1でご報告のとおり、東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部と協定が締結されたことに伴い、清瀬市災害医療救護活動マニュアルの改訂作業を行います。本日は変更箇所の説明のみとさせていただきます。

1点目、情報連絡系統図に訪問看護ステーション協会の電話連絡先等を追加します。

2点目、各医療救護班の担当看護師を調整致します。歯科医師、薬剤師等の編成も見直しが必要と思いますので、そこを含めて準備を進めます。

3点目、東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部の記載を追加する必要がある箇所について、マニュアル全体の見直しも予定しております。

**【会長】** 予定していた議事については、すべて終了した。今日は骨格だけなので、これから肉付けが必要。来年度は今年の訓練を踏まえ、何をステップアップするか考えながら計画したい。

次回の協議会の日程はいつ開催するか。今後、医師会としては、トリアージ講習会の実施と準備を進めていく。

**【委員】** 講習会は、また別に調整を進めることとしたいと考えます。

**【会長】** 以上をもって、本日の会議を終了する。